

第七十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和四十九年十二月九日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 伊能繁次郎君
理事 小山 省二君
理事 村田敬次郎君
理事 山本弥之助君
理事 愛野興一郎君
理事 片岡 清一君
理事 木村武千代君
理事 住 榮作君
理事 永山 忠則君
理事 武藤 嘉文君
理事 渡辺 紘三君
理事 岩垂寿喜男君
理事 細谷 治嘉君
理事 多田 光雄君
理事 小川新一郎君
理事 折小野良一君

- 委員 中山 利生君
委員 佐藤 敬治君
委員 三谷 秀治君
委員 大野 市郎君
委員 龜山 孝一君
委員 島田 安夫君
委員 谷垣 專一君
委員 古屋 亨君
委員 保岡 興治君
委員 井岡 大治君
委員 小川 省吾君
委員 山田 芳治君
委員 林 百郎君
委員 折小野良一君

昭和四十九年十二月十八日(水曜日)
午後三時二分開議

出席委員

- 委員長 伊能繁次郎君
理事 小山 省二君
理事 中山 利生君
理事 村田敬次郎君
理事 山本弥之助君
理事 愛野興一郎君
理事 山本弥之助君
理事 木村武千代君
理事 谷垣 專一君
理事 井岡 大治君
理事 山田 芳治君
理事 林 百郎君
理事 小川新一郎君
理事 折小野良一君

出席國務大臣

- 自治大臣 福田 一君
国家公安委員会委員長 福田 一君

出席政府委員

- 警察庁長官 浅沼清太郎君
自治政務次官 左藤 惠君
自治省財政局長 松浦 功君
自治省税務局長 首藤 堯君

委員外の出席者

- 地方行政委員会 日原 正雄君
調査室長

委員の異動

- 十二月九日
愛野興一郎君 補欠選任
大野 市郎君 高島 修君
住 榮作君 齊藤滋与史君
武藤 嘉文君 中村 弘海君
同月十二日
齊藤滋与史君 補欠選任
中村 弘海君 住 榮作君
安田 貴六君 大野 市郎君
愛野興一郎君 齊藤滋与史君
同月十三日
大野 市郎君 補欠選任
同月十七日
大野 市郎君 補欠選任
同月十八日
鈴木 善幸君 補欠選任
藤田 弘作君

十二月十四日

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出第六号)

同月十七日

地方財政の確立に関する請願(平田藤吉君紹介)(第三一五号)
は本委員会に付託された。

十二月十六日

地方財源の確保に関する陳情書外六件(中国四国九県議会議長代表岡山県議会議長平松幹章外二十七名)(第七号)

同月十七日

地方財政の超過負担解消に関する陳情書(徳島県那賀郡羽ノ浦町長松崎一行)(第八号)

同月十八日

過疎町村に対する財政援助に関する陳情書(兵庫県朝来郡朝来町議会議長井上敏)(第一〇号)

同月十九日

自治体病院に対する財政措置の強化に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長醍醐安之助)(第一三三号)

地方公営企業の経営改善に関する陳情書(松江市議会議長佐川喜慶)(第一四号)

外二件(徳島川市議会議長齊藤政人外四名)(第一六号)

林野火災対策の推進等に関する陳情書(中国市議会議長会下関市議会議長中敏一)(第一七号)

消防施設整備費に対する補助基準額引上げ等に関する陳情書(仙台市本町三の五の二宮城県消防協会長村上勝衛)(第一八号)

個人事業税に対する事業主報酬制度創設に関する陳情書外一件(鳥取県議会議長林原嘉武外一名)(第二九号)

地方公共団体における総合福祉対策推進に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長醍醐安之助外九名)(第五八号)

町の自治会役員等の交通規制協力に対する警察の適切指導に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一〇一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
理事の補欠選任
国政調査承認要求に関する件
昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出第六号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○伊能委員長 これより会議を開きます。
この際、理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行なうのであります。先例によりまして、委員長において指名

第一類第二号 地方行政委員会議録第一号 昭和四十九年十二月十八日

するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。それでは、委員長は、高島修君及び古屋亨君を理事に指名いたします。

○伊能委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、本会期中、地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、

地方自治に関する事項
地方財政に関する事項
警察に関する事項
消防に関する事項

以上の各項について国政に関する調査を行なうため、衆議院規則第九十四条により、議長に対し承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○伊能委員長 次に、福田国務大臣、左藤自治政務次官及び浅沼警察庁長官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。

○福田(一)国務大臣 私は、このたび自治大臣兼国家公安委員会委員長を命ぜられました福田一でございます。よろしくお願いいたします。

内外の政治、経済、社会諸情勢の激動の時期だけに、その責任の重大さを痛感いたしました。委員各位には、平素から地方自治発展のため、また警察行政に格別の御尽力をいただき厚く御礼を申し上げます。

地方自治は、その制度確立以来三十年を経過し

ようとしておりますが、経済、社会情勢の急速な変化の中にあつて、地方自治もいまや重要な転換期を迎えようとしているものと存じます。このような情勢のもとで、地方公共団体が内政の中心になれない手として、国民の期待にこたえ、高福祉社会の実現に取り組んでいくためには、地方自治の基盤の一その充実を期することはもちろん、

行財政両面にわたり、従来以上に長期的な視野のもとに、計画的運営と機動的な行政執行体制を確立していく必要があると存じます。

今後とも、委員各位の格別の御協力によりまして、その実をあげることができましよう、一その御鞭撻と御指導をお願い申し上げます。

○伊能委員長 左藤自治政務次官。
○左藤政府委員 このたび自治政務次官を拝命いたしました左藤恵でございます。

私自身浅学非才であり、さらにまた地方行政に経験も全くない者でございますが、皆さま方のいろいろな御指導、御鞭撻をいただきまして、懸命な努力をしてみたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○伊能委員長 浅沼警察庁長官。
○浅沼政府委員 警察庁長官の浅沼でございます。

私は、去る十月九日に長官に任命されましたが、その直後に急病で入院をいたしました。十一月末まで入院をいたしました関係で、はなはだごあいさつがおそくなりましたことをおわび申し上げます。

内外ともまことにむずかしい情勢でございますが、微力ではありますが全力を傾けて職責を全うしたいと存じております。特に最近相次いで発生をいたしております爆弾事件につきましても、これが社会に大きな不安を与えておりますので、警察の総力をあげまして、犯人の検挙とこの種事案の未然防止に取り組む決意でございます。どうぞよろしく御指導、御鞭撻を賜わります

よりをお願い申し上げます。(拍手)

○伊能委員長 内閣提出にかかる昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案
昭和四十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案
昭和四十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

する法律

第一条 昭和四十九年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)附則第八項の規定により算定した額から千五百三十億円を控除した額の百分の九十四に相当する額と千五百三十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額から千五百三十億円を控除した額の百分の六に相当する額とする。

(昭和四十九年度分の単位費用の特例)

第二条 昭和四十九年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
1 警察費	警察職員数	一人につき	三、四〇八、〇〇〇円
	土木費		
	1 道路橋りよう費	道路の面積	一〇九、〇〇〇円
	(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき 一、八六三、〇〇〇円
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三五、五〇〇円
	河川の延長	河川の延長	一キロメートルにつき 二六二、〇〇〇円
3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき 一一、七〇〇円
	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	一メートルにつき 二、三二〇円
4 その他の土木費			

道府県

三 教育費		四 厚生労働費		五 産業経済費	
1 小学校費	2 中学校費	3 高等学校費	1 生活保護費	2 社会福祉費	1 農業行政費
(1) 經常経費	(2) 投資的経費	(1) 經常経費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	3 衛生費
教職員数	生徒数	教職員数	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一、七三二、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇	一、七〇八、〇〇〇〇〇	八六五、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、四三〇〇〇
二、八六八、〇〇〇〇〇	一六、〇〇〇〇〇	二、八六八、〇〇〇〇〇	九九二〇〇	一、一〇〇〇〇	二四六〇〇
一、七〇八、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、七〇八、〇〇〇〇〇	八六五、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	二四四、〇〇〇〇
一、七〇八、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、七〇八、〇〇〇〇〇	九九二〇〇	一、一〇〇〇〇	二四四、〇〇〇〇
一、七〇八、〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	一、七〇八、〇〇〇〇〇	九九二〇〇	一、一〇〇〇〇	二四四、〇〇〇〇

六 其他の行政費		七 災害復旧費		八 特定債償還費	
1 徴税費	2 恩給費	3 其他の諸費	(1) 經常経費	(2) 投資的経費	1 農家数
道府県税の税額	恩給受給権者数	人口	人口	人口	農家数
千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	戸につき
一三二〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	二八、一〇〇〇〇
一三二〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	二八、一〇〇〇〇
一三二〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	二八、一〇〇〇〇
一三二〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	二八、一〇〇〇〇
一三二〇〇	三三九、〇〇〇〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	一、一五三〇〇	二八、一〇〇〇〇

九 特別事業債 償還費	公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てるため 昭和四十一年度 において特別に 発行を許可され た地方債の額	千円につき	一一九〇〇
一 消防費	人口	一人につき	二、二八〇〇
二 土木費			
1 道路橋り よう費	道路の面積	千平方メートルにつき	四八、三〇〇〇
(1) 経常経 費	道路の延長	一キロメートルにつき	一五八、〇〇〇〇
(2) 投資的 経費			
2 港湾費			
(1) 経常経 費	港湾（漁港を含 む）におけるけ い留施設の延長	一メートルにつき	一〇五、〇〇〇〇
(2) 投資的 経費	港湾（漁港を含 む）における外 かく施設の延長	一メートルにつき	二、三二〇〇
3 都市計画 費			
(1) 経常経 費	都市計画区域に おける人口	一人につき	一九八〇〇
(2) 投資的 経費	都市計画区域に おける人口	一人につき	三〇五〇〇
4 公園費			
(1) 経常経 費	人口	一人につき	四六〇〇
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	三〇〇〇〇
5 下水道費	人口集中地区人 口	一人につき	六五〇〇
6 その他の 土木費			
(1) 経常経 費	人口	一人につき	三〇七〇〇

市町村		(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一四六〇〇
三 教育費					
1 小学校費					
(1) 経常経 費	児童数	一人につき	一一、五〇〇〇		
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	二六四、〇〇〇〇		
(1) 経常経 費	学校数	一校につき	二、四二〇、〇〇〇〇		
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	一七一、〇〇〇〇		
2 中学校費					
(1) 経常経 費	生徒数	一人につき	九、八一〇〇		
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	二七三、〇〇〇〇		
(1) 経常経 費	学校数	一校につき	二、四二〇、〇〇〇〇		
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	一七一、〇〇〇〇		
3 高等学校 費					
(1) 経常経 費	教職員数	一人につき	二、七八七、〇〇〇〇		
(2) 投資的 経費	生徒数	一人につき	一七、九〇〇〇		
(1) 経常経 費	生徒数	一人につき	九、〇八〇〇		
4 その他の 教育費					
(1) 経常経 費	人口	一人につき	一、七七〇〇		
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一二六〇〇		
四 厚生労働費					
1 生活保護 費	市部人口	一人につき	一、六二〇〇		
2 社会福祉 費					
(1) 経常経 費	人口	一人につき	一、〇二〇〇		

費	人口	面積	一人につき	一平方キロメートルにつき
(2) 投資的経費	人口		一人につき	二一〇、〇〇〇〇
3 保健衛生費	人口		一人につき	〇〇〇〇〇〇
4 消掃費	人口		一人につき	〇〇〇〇〇〇
(1) 經常経費	人口		一人につき	一、六〇〇〇〇
(2) 投資的経費	人口		一人につき	一五六〇〇
5 労働費	失業者数		一人につき	二四四、〇〇〇〇
五 産業経済費				
1 農業行政費	農家数		一戸につき	一四、六〇〇〇
(1) 經常経費	農家数		一戸につき	五、八〇〇〇
(2) 投資的経費	農家数		一人につき	三三三、二〇〇
2 商工行政費	人口		一人につき	九、五一〇〇
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数		一人につき	五、五四〇〇
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数		一人につき	一、五〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数		一人につき	二、〇三〇〇
六 その他の行政費	市町村税の税額		千円につき	一五、一〇〇
1 徴税費	世帯数		一世帯につき	二、〇三〇〇
2 戸籍住民基本台帳費				
3 その他の諸費				
(1) 經常経費	人口		一人につき	三、五五〇〇

費	面積	一人につき	一平方キロメートルにつき
(2) 投資的経費	面積	一人につき	七、七五〇〇
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	一〇〇、〇〇〇〇
八 特定債償還費	面積	千円につき	九五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	面積	千円につき	二五〇〇〇
十 特別事業債償還費	面積	千円につき	八〇〇〇〇

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項の表道府県の項中「財政調整資金費」を「財政調整資金費」に改め、同表市町村の項中「財政調整資金費」を「臨時土地対策費」に改め、同表市町村の項中「臨時土地対策費」を「臨時土地対策費」に改める。

理由
 地方財政の状況にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に付与する等のため、昭和四十九年度分として交付すべき普通交付税の総額及び単位費用の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百九十条第一項中「百分の六」を「百分の五」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の四」に改める。

第四百九十条の二第一項中「限る。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「千二百円」を「二千円(共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用する電気については、二千円に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額)」に改め、同条第二項中「千七百円」を「四千円(共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用するガスについては、四千円に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額)」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 改正後の第四百九十条並びに第四百九十条の二第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税(特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、施行日前に使用した電気又はガスに対して課する電気税又はガス税(特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

3 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第三項第六号中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年一月一日」に、「百分の三」を「百分の二」に、「毎年度」を「昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの各年度においてそれ

ぞれ」に改め、同項第七号中「昭和四十九年四月一日」を「昭和五十年一月一日」に、「百分の三」を「百分の二」に、「毎年度」を「昭和五十年年度及び昭和五十一年度においてそれぞれ」に、「昭和五十一年度」を「同年度」に改める。

4 施行日前に使用した電気又はガスに対する電気税又はガス税(特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる電気税又はガス税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税の負担の軽減合理化を図るため、税率の引下げ及び免税点の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

先ほど、政府におきましては、人事院の勧告に基づき、本年四月一日から国家公務員の給与改定を実施することといたしました。これに伴い、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施するための一般財源を付与するとともに、最近の物価の騰勢等に対処して所要の財源措置を講ずるために普通交付税の額の算定に用いる単位費用を改定し、あわせて現下の経済情勢のもとにおいて公共用地の円滑な取得をはかるため、新たに臨時土地対策費を基準財政需要額に算入することとしたのであります。

関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今般の電気料金及びガス料金の改定に伴い、電気税及びガス税の負担の軽減合理化をはかるため、電気税の税率を六%から五%に、ガス税の税率を五%から四%に引き下げ、電気税の免税点を千二百円から二千円に、ガス税の免税点を二千七百円から四千円に引き上げるとともに、共同住宅等にかかわる電気税及びガス税の免税点につき特例措置を講じようとするものであります。

この改正により、平年度四百十五億円の減税を行なうこととなります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。

次回は、明十九日木曜日、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会